

平成30年第2回区議会定例会 議決結果

【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505へ。

区長が提出した議案は、全て可決されました。

- ◆ 予算案1件
- ◎ 平成30年度補正予算
 - 平成30年度新宿区一般会計補正予算(第3号)
- ◆ 条例案15件
- ◎ 一部改正の条例
 - 新宿区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 新宿区特別区税条例等の一部を改正する条例
 - アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例
 - 新宿区特別出張所設置条例の一部を改正する条例
 - 新宿区立新宿歴史博物館条例の一部を改正する条例
 - 新宿区介護保険条例等の一部を改正する条例
 - 新宿区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - 新宿区家庭的保育事業等の

- 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - 新宿区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - 新宿区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例
 - 新宿区旅館業法施行条例の一部を改正する条例
 - 新宿区保健センター条例の一部を改正する条例
 - 新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
 - 新宿区議会議員及び新宿区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
 - 新宿区立図書館条例の一部を改正する条例
- ◆ その他3件
 - 新宿区立新宿スポーツセンター空調設備改修その他工事請負契約
 - 災害用備蓄物資の買入れについて
 - 訴訟上の和解について

電気火災の発生を抑制する

感震ブレーカーの設置費用を助成します

7月2日から受け付け

感震ブレーカー(写真)は、震度5強以上の揺れを感知した場合に、ブレーカーやコンセント等への電気供給を自動的に止める器具です。

【問合せ】危機管理課危機管理係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎4階) ☎(5273)4592へ。

【助成件数】先着60件(1世帯につき1回)

【申請期間】7月2日(月)～31年2月28日(木)

【助成対象地域】東京都が実施した地震に関する地域危険度測定調査で総合危険度が「5」または「4」とされた次の地域

▶ 危険度5…若葉3丁目、▶ 危険度4…若葉2丁目、神楽坂3・6丁目、南榎町、横寺町、赤城下町、早稲田南町、上落合3丁目

※2月に一部地域が見直しになりました。

【助成対象者・対象製品・助成額】

助成対象者	助成対象地域に住宅を所有している方	助成対象地域に住宅を新築する方(★)
対象製品	▶ 分電盤タイプ(内蔵型・後付型) ▶ コンセントタイプ	▶ 分電盤タイプ(内蔵型・後付型)
助成額	設置費用の3分の2(上限5万円) ※住民税非課税世帯は設置費用の6分の5(上限6万2,000円)	1万円

※賃貸マンション・アパートの賃借人の方は対象外です。

★31年3月29日(金)までに、設置工事を完了し請求書を提出できる場合に限りです。



助成申請～助成金交付の流れ

- ① 設置器具・費用の確認
電気工事店に、設置する器具の種類・費用を相談し、見積書を用意してください。
- ② 区へ申請書を提出
申請書、見積書、住宅を所有している証明書を郵送または直接、危機管理課へ提出してください。申請書は同課で配布するほか、新宿区ホームページからも取り出せます。
- ③ 助成金交付決定
申請書等をもとに審査・交付決定を行い、通知します。審査の結果、助成できない場合もあります。
- ④ 設置工事・報告書提出
交付決定通知書が届いてから、工事を行ってください。工事完了後、報告書等を危機管理課へ提出してください。内容を精査後、危機管理課宛ての請求書を送付します。
- ⑤ 請求書の提出・助成金の交付
必要事項を記入の上、請求書を危機管理課へ提出してください。請求書受理後、おおむね1か月以内に助成金を振り込みます。

29年度の公開請求の状況

実施機関	請求件数	公開の可否決定件数					未決定等
		公開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否★	
区長(※)	243件	123件	86件	3件	21件	2件	8件
教育委員会	25件	11件	12件	0件	1件	0件	1件
選挙管理委員会	1件	1件	0件	0件	0件	0件	0件
監査委員	1件	0件	1件	0件	0件	0件	0件
議会	2件	0件	1件	0件	1件	0件	0件
合計	272件	135件	100件	3件	23件	2件	9件

※請求件数と決定件数には、28年度中の請求に対する決定件数(区長5件)を含みます。
★存否応答拒否…請求公文書の存否を明らかにしないで、その請求を拒否すること

区政情報(公文書)を、いつでも公開請求できる制度です。請求に対する決定に不服があれば、審査請求をすることができ、その救済機関として情報公開・個人情報保護審査会を設置しています。

情報公開制度

個人情報保護制度

平成29年度の運用状況を

お知らせします

個人情報保護制度

区では、情報公開制度・個人情報保護制度により、区民の皆さんの区政への参加の推進と個人情報保護の適正化に努めています。2つの制度の実施機関である区長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・議会の29年度(29年4月1日～30年3月31日)の運用状況の概要をお知らせします。詳しい内容は、区政情報センター(本庁舎1階)・区立図書館で閲覧できるほか、新宿区ホームページでご覧いただけます。【問合せ】区政情報課広報係(本庁舎3階) ☎(5273)4064・(5272)5500へ。

29年度の個人情報業務登録・個人情報ファイル登録・個人情報を含む業務委託の状況

実施機関	個人情報業務登録	個人情報ファイル登録	個人情報を含む業務委託
区長	1,620件	397件	410件
教育委員会	679件	52件	26件
選挙管理委員会	14件	7件	2件
監査委員	2件	0件	1件
議会	24件	3件	10件
合計	2,339件	459件	449件

29年度の目的外利用・外部提供・外部電子計算機との結合の状況

実施機関	目的外利用	外部提供	外部電子計算機との結合
区長	24件	85件	49件
教育委員会	1件	4件	4件
選挙管理委員会	2件	0件	0件
合計	27件	89件	53件

※目的外利用の件数は目的外利用を行う課が属する実施機関に集計しています。

29年度の自己情報の開示請求の状況

実施機関	請求件数	開示の可否決定件数					未決定等
		開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否★	
区長(※)	188件	86件	40件	0件	55件	2件	5件
教育委員会	4件	1件	2件	0件	1件	0件	0件
選挙管理委員会	1件	0件	0件	0件	1件	0件	0件
議会	1件	0件	0件	0件	1件	0件	0件
合計	194件	87件	42件	0件	58件	2件	5件

※請求件数と決定件数には、28年度中の請求に対する決定件数(区長3件)を含みます。

◆29年度は、自己情報の訂正請求・利用停止請求はありませんでした。

個人情報を取り扱う業務は、業務の目的やどのような個人情報を記録しているかなどを、個人情報業務登録簿に登録しています。また、電子計算機で検索できるように体系的に構成した個人情報を取り扱う業務は、個人情報を取り扱う業務は、業務の目的やどのような個人情報を記録しているかなどを、個人情報業務登録簿に登録しています。また、電子計算機で検索できるように体系的に構成した個人情報を取り扱う業務は、個人情報を取り扱う業務は、業務の目的やどのような個人情報を記録しているかなどを、個人情報業務登録簿に登録しています。

個人情報業務の登録等

区民の皆さんのプライバシーを守るため、区が保有する個人情報の適正な管理と利用のルールを定めるとともに、皆さんが自分の個人情報の開示・訂正等を請求できる制度です。請求に対する決定に不服があれば、情報公開制度と同様、審査請求をすることができます。

目的外利用・外部提供・外部電子計算機との結合

ある業務のために区が収集した個人情報は、その業務の目的の範囲内でしか利用できません。業務の目的を超えて利用(目的外利用)できるのは、「本人の同意を得たとき」「区民の皆さんの福祉の向上を図るために適正に業務を行うとき」「法令に定めがあるとき」など一定の場合に限られます。実施機関の保有する個人情報等を、区の機関以外へ提供すること(外部提供)も、同様に厳しく制限されています。さらに、個人情報を処理する

自己情報の開示・訂正等の請求

実施機関が保有する個人情報について、本人は開示請求ができます。また、自己の個人情報に誤りがあれば、訂正請求ができます。実施機関が個人情報保護条例に反して個人情報を利用している場合には、利用停止請求ができます。